

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 2 年 4 月 13 日（月） 午前 11 時 40 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・綾城副委員長・林委員・三輪委員・
先野委員・吉津委員・橋本委員・中平委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・佐伯書記
8. 協議事項
4 月臨時会本会議（4 月 13 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 11 時 40 分 閉会 午前 11 時 46 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 4 月 13 日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

岩藤委員長 本日の出席委員については委員 8 人 であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。それではこれより、本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。議案第 2 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 それでは議案第 2 号について、補足説明をさせていただきます。今回の条例改正は、国民健康保険給付事業として新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するために行うものでございます。条例改正の趣旨及び傷病手当金の概要につきましては、別添の議案参考資料 1 ページにお示ししているとおりです。現在、市内での新型コロナウイルスの感染者は確認されておりますませんが、県内においては、昨日の時点で 23 人と増加している状況であり、いつ、市内で、また、今回の傷病手当金の支給対象者が感染、または感染が疑われる状況になるかわかりませんので、早急に条例改正を行い、万が一、該当者が現れたときは、速やかに傷病手当金を支給できる体制としたいことから、定例会を待たずに、臨時会での議案として提出させていただくものでございます。以上で、補足説明を終わります。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 今部長のほうから説明がありました、説明書の 1 ページ、支給対象者、長門市では何名くらいになられるんでしょうか。

武林医療給付係長 この条例が給与等を受けていらっしゃる長門市国民健康保険被保険者で、被用者ということになります。現在長門市国民健康保険加入者が 8,200 人いらっしゃいます。そのうち、平成 30 年中になるんですが、30 年中の給与所得がある方が 1,900 人になります。実際にこの方が今継続して働いていらっしゃるかどうかは確認できません。詳細については以上になります。

中平委員 それと、この支給対象者の条件でありますけど、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、感染が疑われる場合とありますが、これを誰が証明するものなのでしょうか。

武林医療給付係長 闘病者、感染した方、または発熱等があり感染が疑われる方の判断でございしますが、医療機関にかかっていらっしゃれば医師の証明にて判断いたします。また、自覚症状があったものの体調改善等により、仮に医療機関に受診されない場合であれば申請書にその旨を記載していただいて、当該

被保険者は療養のために労務に服さなかった者を、事業主の方に証明していただくように考えております。

綾城委員 確認です。感染が疑わしい方が発熱して 3 日以上、そういった場合にこの対象になると。結果、陰性だったらそれは対象にならないという解釈でよろしいですか。

松永総合窓口課長 結果、陰性でも該当いたします。

岩藤委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。